

甲南学園同窓会会則

平成 22 年 4 月 1 日制定

平成 30 年 3 月 24 日改訂

第 1 条 (目 的)

本会は、甲南大学同窓会・甲南高等学校同窓会・トゥレーヌ甲南学園同窓会（以下各同窓会という）及び旧制甲南会との連携を密にし、相互の理解・親和を図ることにより、甲南学園の発展と社会的地位向上に寄与することを目的とする。

第 2 条 (名 称)

本会は、甲南学園同窓会と称する。

第 3 条 (所 在)

本会は、その事務所を、神戸市東灘区住吉本町 2 丁目 29 番 15 号甲南学園平生記念館内に置く。

第 4 条 (組 織)

- ・本会は、各同窓会及び旧制甲南会の協議会組織である。
- ・本会に、役員会を置く。

第 5 条 (役 員)

- ・本会の役員は、会長・副会長とし、各同窓会の会長が就任する。
- ・会長は、役員相互により就任する。
- ・副会長は、会長就任者を除く各同窓会の会長が就任する。

第 6 条 (役員任期)

役員は各同窓会の会長を退任したときをもって、任期満了したとみなす。

第 7 条 (役員会)

- ・必要に応じ会長が召集する。
- ・役員は役員会の召集を要請することができる。
- ・役員会において必要を認めるときは、委員会を設置し諮問する。

付 則

1. この会則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
2. この改訂会則は、平成 30 年 3 月 24 日から施行する。